

独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員退職金規程（新・旧対照表）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第4条第1号及び第2号の規定により計算された在職月数について理事長は、国家公務員退職手当法、民間企業の常勤役員退職金の水準、研究所の業務実績及び通則法第30条第2項第3号に基づく人件費の見積もりその他の事情を考慮して、これを調整することができる。</u></p> <p><u>3 当分の間、前項については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員退職手当規程平成25年1月1日附則第3条別表を用いて在職月数を計算するものとする。</u></p>	<p>(退職金の支給額)</p> <p>第3条 退職金の額（第6条第5項に該当する場合を除く。）は、在職期間1月につき、常勤役員の退職、解任、又は死亡時における俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段及び第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p>

(参考) 職員退職手当規程附則第3条別表(抄)

勤続 年数	平成25年1月1日～ 平成25年9月30日		平成25年10月1日～ 平成26年6月30日		平成26年7月1日～	
1		0.98		0.92		0.87
2		1.96		1.84		1.74
3		2.94		2.76		2.61
4		3.92		3.68		3.48
5		4.9		4.6		4.35
6		5.88		5.52		5.22
7		6.86		6.44		6.09
8		7.84		7.36		6.96
9		8.82		8.28		7.83
10		9.8		9.2		8.7